

議案第1号

景観重要建造物等の助成制度について(付議)

これまでの審議会での報告内容

現状

- 修繕が発生した場合、修繕費が高額になることがあり、所有者の負担が大きい。
- 景観法第46条に「景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者は景観行政団体(船橋市)に対し、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。(略)」とされているが、制度が整備されておらず金銭的な援助の求めがあったとしても対応できない。



重要な景観が保全されないという問題が発生する可能性がある

船橋市による調査①～助成制度を設けている自治体の割合～

回答があった自治体の45%の自治体が助成制度を策定

【調査方法】

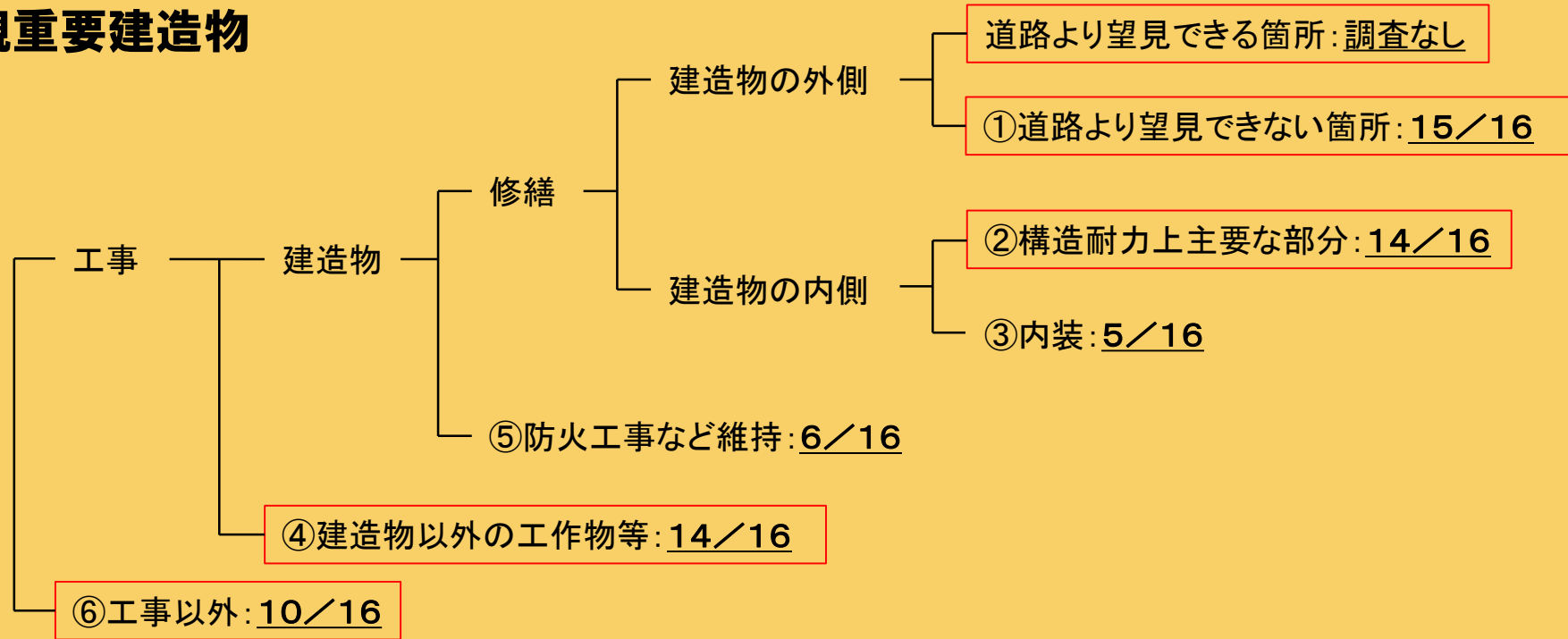
令和4年3月31日時点で景観重要建造物を指定している2県111市区町の自治体に回答を依頼。

回答があった自治体数: 101県市区町、助成制度策定自治体数: 45市町

これまでの審議会での報告内容

船橋市による調査②～助成対象範囲について～

景観重要建造物



景観重要樹木

⑦樹形の整形等: 8/16

⑧樹木以外(倒木防止の支柱など): 7/8*

※樹木の整形等を助成対象としている自治体の内、樹木以外を対象としている自治体割合

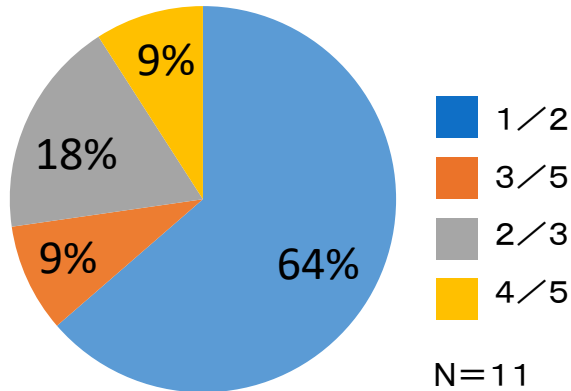
【調査方法】

景観重要建造物を指定している自治体で助成制度を策定済みと回答があった自治体の内、政令指定都市と中核市の16市に回答を依頼。

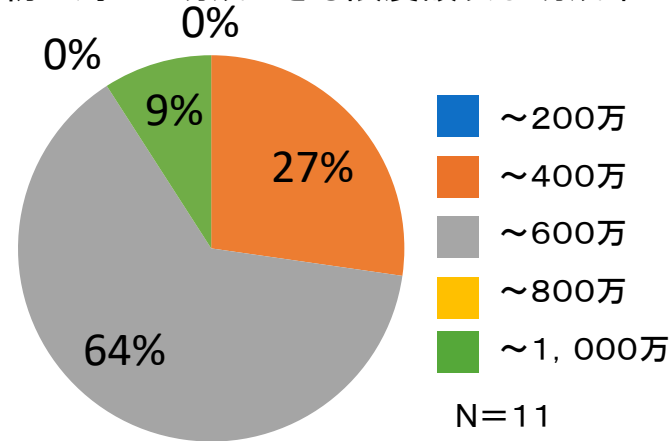
これまでの審議会での報告内容

船橋市による調査③～助成率及び助成限度額について～

【景観重要建造物】※同一の年度内に1つの建造物に対して助成できる限度額及び助成率

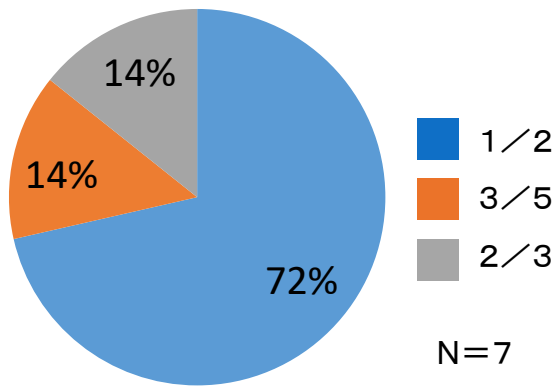


助成率の自治体割合

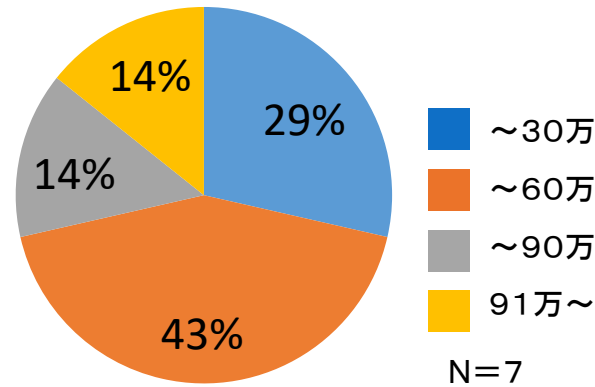


助成限度額の自治体割合

【景観重要樹木】※樹形の整形等を行う場合の限度額及び助成率



助成率の自治体割合



助成限度額の自治体割合

【調査方法】

景観重要建造物を指定している自治体で助成制度を策定済みと回答があった自治体の内、政令指定都市と中核市の16市に回答を依頼。

助成金交付要綱

要綱名(案)

「船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱」

要綱の構成(案)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 助成対象者
- 第4条 助成対象事業
- 第5条 助成対象経費、額及び限度額等
- 第6条 交付申請
- 第7条 交付決定
- ・
- ・
- 交付決定の通知
- 助成事業の遂行
- ・
- ・
- 第21条 補足
- 別表

第6条～第21条については手続き等に関する条文であり、「船橋市補助金等の交付に関する規則」等を踏まえ市で作成するため景観総合審議会では省略

助成金交付要綱

第1条 目的

この要綱は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第46条の規定に基づく求めがあった場合において、景観重要建造物等の維持、保全及び継承を図ることを目的に所有者等が実施する修繕等に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。また、この要綱に記載なきことについては、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年船橋市規則第50号)の定めによる。

☞補足

・景観法第46条(助言又は援助)

景観重要建造物の所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、景観重要樹木の所有者は景観行政団体又は景観整備機構若しくは緑地保全・緑化推進法人に対し、それぞれ景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

- ・この要綱では景観重要建造物及び景観重要樹木の「維持」、「保全」及び「継承」を図ることを目的とした事業に対し、助成することとした。

助成金交付要綱

第2条 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観重要建造物 法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物をいう。
- (2) 景観重要樹木 法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木をいう。
- (3) 景観重要建造物等 景観重要建造物と景観重要樹木をいう。

👉補足

- ・要綱内の景観重要建造物等とは「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」のことと定義。

助成金交付要綱

第3条 助成対象者

第1項 助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 景観重要建造物等の所有者
- (2) 景観重要建造物等の所有者の承諾を得て助成対象事業を行う者
- (3) その他市長が認める者

第2項 前項各号に掲げる者は市区町村税の滞納がない者とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

☞補足

- ・景観重要建造物等の所有者に加え、第1項第2号に「所有者の承諾を得て助成対象事業を行う者」も助成対象者とした。景観重要建造物や景観重要樹木の管理者等を想定。

助成金交付要綱

第4条 助成対象事業

助成金の交付対象となる事業は、助成対象者が景観重要建造物等を維持、保全及び継承を図ることを目的に実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 景観重要建造物の外観の修繕等に関する事業
- (2) 景観重要建造物の外観を維持するために必要な構造上の修繕等に関する事業
- (3) 景観重要建造物に付帯する各種設備等の修繕等に関する事業
- (4) 前3号に規定する事業に関する設計等
- (5) 景観重要樹木の樹形の整形に関する事業
- (6) 景観重要樹木の倒木及び枯損防止等に関する事業

☞補足

- ・自治体への調査結果を基に半数以上の自治体が対象としていた事業を対象とした。
- ・第1号は屋根、外壁、建具などの外観に表れている箇所の修繕等を対象とした。
- ・第2号は第1号のように外観に表れている箇所ではないが、それが維持されないと建造物自体を維持できない箇所の修繕等を対象とした。
- ・第3号は建物と一体となって良好な景観を形成している敷地内の門、塀、植栽、広告物等の修繕等を対象とした。
- ・第4号は工事費以外に発生する基本設計、実施設計、調査、監理等の経費を対象とした。

助成金交付要綱

第4条 助成対象事業

助成金の交付対象となる事業は、助成対象者が景観重要建造物等を維持、保全及び継承を図ることを目的に実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 景観重要建造物の外観の修繕等に関する事業
- (2) 景観重要建造物の外観を維持するために必要な構造上の修繕等に関する事業
- (3) 景観重要建造物に付帯する各種設備等の修繕等に関する事業
- (4) 前3号に規定する事業に関する設計等
- (5) 景観重要樹木の樹形の整形に関する事業
- (6) 景観重要樹木の倒木及び枯損防止等に関する事業

☞補足

- ・第5はせん定や枝の処理等の外観を維持することを対象とした。
- ・第6号は倒木を防止するための設備の設置や病害虫駆除等を対象とした。

助成金交付要綱

第5条 助成対象経費、額及び限度額等

第1項 助成対象経費、額及び限度額は、別表のとおりとする。

第2項 助成金の交付は、一の景観重要建造物等に対し一の年度につき1回とする。

第3項 前2項の規定にかかわらず、災害等により損壊した景観重要建造物等の現状復旧に係る事業で市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

☞ 補足

- ・第4回審議会意見より、災害等の特別な理由がある場合であって、市長が特に必要と認めるときは助成金の額及び限度額について上限を設けないこととした。

助成金交付要綱

別表

区分	助成対象事業	助成対象経費	助成金の額	限度額
景観重要 建造物	第4条第1号の事業 第4条第2号の事業 第4条第3号の事業	工事費、付帯工事費、測量及び試験費、機械器具費、営繕費その他市長が認める経費	助成対象経費の2分の1に相当する額。 国庫補助事業及び県費補助事業の場合は、補助対象経費から国庫補助額・県費補助額を控除した額の2分の1以内の額。	500万円。 ただし、予算の範囲内。
	第4条第4号の事業	基本設計及び実施設計に要する測量及び試験費、機械器具費その他市長が認める経費		
景観重要 樹木	第4条第5号の事業	せん定及び枝の処理等に要する経費、機械器具費、原材料費その他市長が認める経費	助成対象経費の2分の1に相当する額。 国庫補助事業及び県費補助事業の場合は、補助対象経費から国庫補助額・県費補助額を控除した額の2分の1以内の額。	50万円。 ただし、予算の範囲内。
	第4条第6号の事業	倒木防止の設備、病害虫駆除等に要する経費、機械器具費原材料費その他市長が認める経費		

備考

- 1 助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 一の年度における助成金の限度額は、一の景観重要建造物につき500万円を超えないものとする。
- 3 一の年度における助成金の限度額は、一の景観重要樹木につき50万円を超えないものとする。
- 4 景観重要建造物において同一箇所に対する助成金の額は、10年間で500万円とする。

補足

・「助成金の額」及び「限度額」については自治体への調査結果を基に設定した。

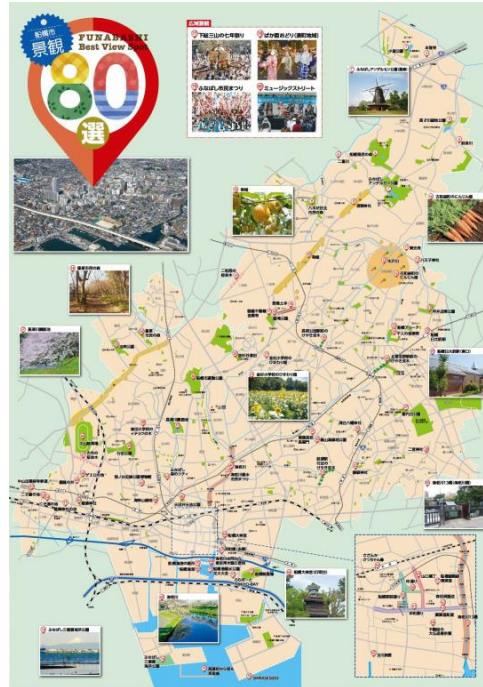
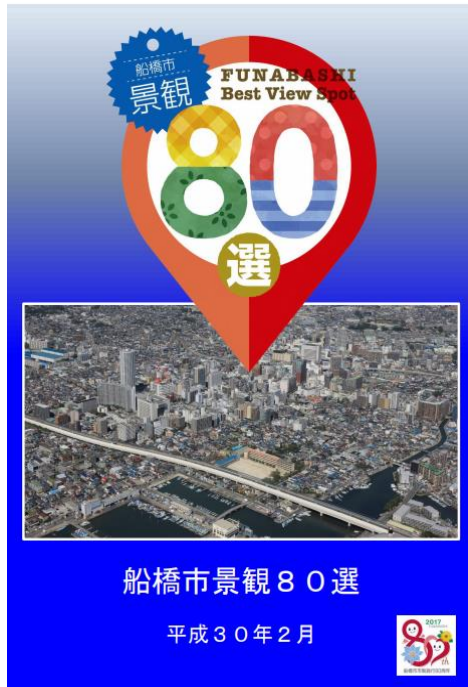
第5回景観総合審議会でもいただいた意見への対応

	審議会意見	対応
①	能登半島地震を参考に、指定を受けていないが、景観的に優れている建造物等をリスト化しておいて、災害等の際は支援ができる制度を検討してもいいのではないかな？	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>文化庁と独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターが連携 「令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援事業 (文化財ドクター派遣事業)」 ⇒歴史的建造物を対象に、専門家を派遣し、被害の調査、応急措置及び文化財としての価値を損なわない復旧に向けた技術支援等を行う事業 ⇒文化財指定等を受けていない建造物でも対象</p> </div>
②	(①の意見に追加として) 船橋市景観80選を参考とすればいいのではないかな？	<p>現在、指定している建造物及び樹木に対しても助成制度がないため、まずは指定されている建造物に対して助成する制度を整備していく。</p> <p>指定を受けていない建物等に対する助成については、助成対象とするかしないかの定量的に判断できる要素が少ないため、船橋市景観80選に選ばれた景観資源の中から、指定の可能性のあるものについて指定の働きかけをしていく。</p>

今後、指定が検討される建造物及び樹木の整理

船橋市景観80選

平成29年度に市制施行80周年の記念事業として「船橋市景観80選」を作成。市民から応募いただき、市を代表する観光地や隠れた名所など、魅力のあるところを選ばれた。最終的な選定は船橋市景観総合審議会にて決定。



応募数1位 「ふなばしアンデルセン公園」

今後、指定が検討される建造物及び樹木の整理

船橋市景観80選から指定候補を整理

種別	件数	事例
建物	10	船橋アリーナ(23)、船橋日大前駅(25)、東葉高校長屋門(31)、ふなばし森のシティ(42)、飛ノ台史跡公園博物館(43)、中山競馬場(46)、森田呉服店(62)、 廣瀬直船堂(63) 、ららぽーとTOKYO-BAY(72)、船橋競馬場(73)
寺社	11	本覚寺(2)、須賀神社(8)、東光寺(11)、八王子神社(12)、御瀧不動尊金蔵寺(17)、二宮神社(28)、滝台八幡神社(29)、御嶽神社(32)、葛飾神社(50)、船橋御殿跡東照宮(57)、船橋大神宮(66)
工作物	0	景観重要建造物に指定が検討される景観資源
道路	7	中山法華経寺参道(52)、海老川13橋(55)、仲通り(58)、船橋駅前通り(59)、山口横丁(60)、本町通り(61)、浜町橋(赤橋)(67)
河川	4	鈴身川(4)、二重川(6)、木戸川(13)、海老川(40)
湖、沼、池	5	ゲエ口の池(48)、葛羅の井(49)、葛飾神社の池(51)、二子藤の池(53)、二子浦の池(54)
公園	13	小室公園(1)、高才川緑地公園(3)、ふなばしアンデルセン公園(7)、御瀧公園(18)、坪井近隣公園(22)、薬円台公園(27)、飯山満緑地公園(30)、法典公園(35)、船橋市運動公園(36)、長津川調節池(37)、行田公園(39)、天沼弁天池公園(45)、ふなばし三番瀬海浜公園(74) 景観重要樹木に指定が検討される景観資源
樹木	6	二和西の桜並木(15)、高根公団駅前のけやき並木(19)、北習志野駅前のけやき並木(26)、前原駅付近のけやき並木(33)、塚田小学校のイチヨウの木(38)、古作の桜並木(47)
緑地	8	船橋県民の森(5)、八木が谷北市民の森(9)、梨畑(10)、古和釜町のにんじん畑(14)、金杉谷津田(20)、金杉小学校のひまわり畑(21)、藤原市民の森(34)、海神山緑地(44)、
祭、イベント	9	千人の音楽祭(24)、海老川親水市民まつり(41)、不動院の大仏追善供養(64)、船橋漁港の朝市(70)、船橋港親水公園花火大会(71)、下総三山の七年祭り(77)、ばか面おどり(湊町地域)(78)、ふなばし市民まつり(79)、ミュージックストリート(80)
その他	6	野馬土手(16)、さざんかさっちゃん像(56)、海老川水門から東京湾を臨む景色(68)、船橋漁港(69)、高瀬町から見る貝殻島(75)、SHIRASE5002(76)

※()内は船橋市景観80選の番号。赤字は既に指定済み。玉川旅館(65)は解体されました。

策定までのスケジュール

